

学校における働き方改革推進プラン

～教職員が授業を中心とした

質の高い教育活動に専念できるために～



令和2年3月

(令和6年3月 一部改定)

都城市教育委員会

目 次

学校における働き方改革推進プラン全体構想図	1
第1章 現状と課題	2
1 はじめに	
2 働き方改革に関する国及び県の動向	
3 これまでの取組状況	
4 学校における働き方の現状と課題（令和5年度の状況）	
第2章 基本的な考え方	8
1 学校における働き方改革の目的	
2 基本方針	
3 プランの位置付け	
4 プランの達成目標	
5 プランの計画期間	
第3章 学校における働き方改革推進のための具体的な取組	11
＜県内一斉の取組＞	11
1 リフレッシュデイ（定時退校日）の設定	
2 リフレッシュウィーク・学校閉庁日の設定	
3 部活動の活動時間及び休養日の設定	
4 教頭の長時間業務解消への取組	
5 家庭・地域等との連携による業務の役割分担と適正化への取組	
＜市教育委員会の取組＞	13
1 コミュニティ・スクールの推進	
2 支援員等のスタッフの配置	
3 統合型校務支援システム等のICTの活用	
4 事務職員の学校経営への参画	
5 市教育委員会の行事等の精選と運営の工夫	
6 提出書類等の削減・統合等	
7 勤務時間を客観的に把握し集計するシステムの構築	
8 教職員全体に対する意識改革	
9 学校給食費の公会計化	

＜学校の工夫による独自の取組＞	21
1 管理職の取組の推進	
2 学校全体の取組の推進	
3 教職員一人一人の取組の推進	
第4章 プラン推進にあたって	24
1 プラン推進の役割	
2 進行管理について	
【参考①】宮崎県「学校における働き方改革推進プラン【第二期】」	26
【参考②】令和5年度教職員勤務状況調査結果分析	31
【参考③】県教委メッセージ【教職員の皆さまへ】	32
【参考④】県教委メッセージ【保護者・地域の皆さまへ】	33
【参考⑤】働き方改革チェックシート	34
【参考⑥】「都城市部活動の在り方に関する方針」（平成31年2月）	39

都城市 学校における働き方改革推進プラン全体構想図

目 的

令和4年3月改定

学校における教育の質の向上と児童生徒への教育の更なる充実

教職員が授業を中心とした質の高い教育活動に専念できる環境の実現

教職員一人一人が自分の働き方を見直すとともに、ライフ・ワーク・バランスのとれた生活を実現し、健康で誇りとやりがいをもって能力を発揮できる環境を整備

県内一斉の取組

- 5 家庭・地域等との連携による業務の役割分担と適正化への取組
- 4 教頭の長時間業務解消への取組
- 3 部活動の活動時間及び休養日の設定
- 2 リフレッシュウィーク・学校閉庁日の設定
- 1 リフレッシュデイ(定時退校日)の設定

市教育委員会の取組

- 9 学校給食費の公会計化
- 8 教職員全体に対する意識改革
- 7 勤務時間を客観的に把握し集計するシステムの構築
- 6 提出書類等の削減・統合等
- 5 市教育委員会の行事等の精選と運営の工夫
- 4 事務職員の学校経営への参画
- 3 統合型校務支援システム等のICTの活用
- 2 支援員等のスタッフの配置
- 1 コミュニティ・スクールの推進

学校の工夫による独自の取組

1～3を具体的に

- 3 管理職の取組の推進
- 2 学校全体の取組の推進
- 1 教職員一人一人の取組の推進

各学校が追記

上限時間

時間外業務時間の「上限時間」(原則)
1箇月について45時間
1年について360時間

当面の達成目標

「教諭等」及び「教頭」の時間外業務時間が1月につき80時間以上の該当者0(ゼロ)に向けた取組をさらに推進する。

対 策

- ① コミュニティ・スクールを推進し、家庭・地域と連携した学校の役割の明確化
- ② 教職員の事務作業負担軽減
- ③ 教職員の勤務時間を意識した業務管理
- ④ 中学校における部活動の在り方の見直し

題 課

- ① 学校・家庭・地域それぞれの役割が明確にされておらず、十分な理解が得られていない
- ② 教職員が事務作業に追われ児童生徒と接する時間が十分にとれない
- ③ 教職員のライフ・ワーク・バランスを含めた時間管理や健康管理に課題がある
- ④ 中学校においては、時間外業務時間の多くを部活動に費している

多くの教職員が長時間業務に従事している(特に教頭)

第1章 現状と課題

1 はじめに

近年、生徒指導上の諸問題や特別な配慮を要する児童生徒の増加、更に日本語指導を必要とする児童生徒の増加など、学校における課題が複雑化・多様化しており、保護者等の学校、教職員に対する期待は、これまでも増して大きくなってきています。また、学校においては、児童生徒の命を守る高度な安全義務なども課せられており、児童生徒を教育すること以外にも教職員に求められることは多岐にわたっています。

また、各学校においては、新学習指導要領の実施〔小学校：令和2年度全面実施、中学校：令和3年度全面実施〕に伴い、「カリキュラム・マネジメント」や「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善、小学校高学年の外国語科・中学年の外国語活動の新設、小・中学校における道徳の特別の教科化、小学校におけるプログラミング教育の必修化など、新たな内容の実践を進めているところです。

令和4年度に6年ぶりに実施された教員勤務実態調査（速報値）によると、公立の小中学校教諭の勤務時間は、前回より平日で30分程度減ったものの、残業時間が「過労死ライン」（月80時間）に達した教諭は小学校で14%、中学校では36%いました。

大量退職・大量採用により若手教師が増加する中での産休・育休の増加等による臨時講師の需要増加に対して、採用数の拡大により既卒受験者の多くが正規教員として採用され、臨時講師のなり手が減少したこと等により、全国的に教師不足が指摘されています。

そのような中、宮崎県内の学校においては、「学校が多くの業務を抱え込みすぎるとともに、それらの業務を担う教職員も不足しているため、本来重視されるべき授業の充実や児童生徒と向き合う時間の確保が不十分である。」「本来家庭や地域が担うべき内容を含め、学校が抱えている業務に対して、家庭や地域の理解が十分に得られていない。」などの状況が見られています。

令和5年5月に新型コロナウイルスの感染症法上の位置付けが5類に移行し、制限されていた学校行事や地域の行事もコロナ禍前に戻り始め、学校に活気が戻ってきた反面、業務多忙のため児童生徒と向き合う時間が確保できていない現状が見られます。

教員が心と体に余裕をもてないままでは、本来の教育活動に専念できないため、児童生徒に必要とされる力を十分身に付けさせることが困難になり、学校の教育力が低下し、地域や保護者の信頼を失う状況に陥ることも考えられます。

更には教職員を志望する優秀な人材の確保が困難になることが危惧され、将来的には 本県及び本市の教育力が低下することにもつながりかねません。

市教育委員会では、これらの課題を解決するために、「教職員が授業を中心とした質の高い教育活動に専念できる環境」を実現し、「学校における教育の質の向上と児童生徒の教育の充実」の実現に向けた対策を県教育委員会とともに講じていきたいと考えます。

そこで、市教育委員会では、国及び県の動向等を踏まえ、「学校における働き方改革推進プラン」を策定し、年度ごとに改定を行うこととしました。

2 働き方改革に関する国及び県の動向

学校における働き方改革を含む環境整備については、中央教育審議会答申「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について」（平成31年1月25日）を踏まえた「学校における働き方改革に関する取組の徹底について（通知）」（平成31年3月18日付け文部科学事務次官通知）等により様々な取組がなされています。

また、文部科学省から「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」（以下「勤務時間ガイドライン」という。）において、「勤務時間の考え方」「勤務時間の上限の目安時間」等について示されました。

さらには、令和5年5月22日に「令和の日本型学校教育」を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策について」中央教育審議会に諮問を行い、令和5年8月28日に、質の高い教師の確保特別部会において、「教師を取り巻く環境整備について緊急的に取り組むべき施策（提言）」が取りまとめられました。

<参考>

【勤務時間の考え方 抜粋 <勤務時間ガイドライン>】

- 教師等が校内に在校している在校時間を対象とすることを基本とする
- 所定の勤務時間外に校内において自らの判断に基づいて自らの力量を高めるために行う自己研鑽の時間その他業務外の時間については、自己申告に基づき除く
- 校外での勤務については、職務として行う研修への参加や児童生徒等の引率等の職務に従事している時間については、時間外勤務命令に基づくもの以外も含めて外形的に把握し、対象として合算する
- 各地方公共団体で定める方法によるテレワーク等によるものについては合算する

【勤務時間の上限の目安時間 抜粋 <勤務時間ガイドライン>】

- 1か月の在校時間の総時間から条例等で定められた勤務時間の総時間を減じた時間が45時間を超えないようにすること
- 1年間の在校時間の総時間から条例等で定められた勤務時間の総時間を減じた時間が360時間を超えないようにすること

※ 「在校時間の総時間から条例等で定められた勤務時間の総時間を減じた時間」については、以下「時間外業務時間」と表記します。

平成31年3月には宮崎県教育委員会から「学校における働き方改革推進プラン」が通知され、令和3年3月に改定されました。

また、令和5年2月には「学校における働き方改革推進プラン（第二期）」（以下「県教委プラン」という。）が策定されました。

市教育委員会においては、以上のような「中教審答申」、「文科省通知」、「県教委プラン」等の趣旨を踏まえながら、策定した本プランを年度ごとに改定します。

3 これまでの取組状況

これまで市教育委員会では、教育の質の向上を図っていくために、教職員が児童生徒に向き合い、本来の教育活動に専念し、「やりがい」や「充実感」を感じながら、その能力を発揮できる「働きやすい環境づくり」を進めていくことが重要であるとの考えのもと、以下のような取組を行ってきました。

- ① 学校運営協議会の設置及びコミュニティ・スクールの推進
- ② 支援員等のスタッフの配置
- ③ 学校閉庁推進期間及び学校閉庁日の設定
- ④ 「都城市 部活動の在り方に関する方針」の策定及び周知徹底

平成25年度から全小・中学校に「学校運営協議会」を設置し、コミュニティ・スクールとして地域とともにある学校づくりを進めてきました。これは積極的な支援体制を各校に確立することにより、学校・家庭・地域社会が一体となって学校づくりに取り組み、地域に開かれ、地域に支えられる学校（地域の中の学校）づくりに資するとともに、都城市が抱える様々な課題を地域と深く関わりながら解決することを目指して取り組んできたものです。

コミュニティ・スクールの推進は子どもが育つよりよい環境をつくり出すだけでなく、学校や教職員が本来担うべき業務と地域が担うべき業務の精選を図ることができるという効果も徐々に表れてきております。

また、教職員の業務負担を減らし、質の高い教育活動に専念できるための支援員等の人的な配置として、以下のような取組を行ってきました。

- 【小学校】算数少人数指導非常勤講師配置、業務支援員配置、図書館サポーター配置
- 【中学校】業務支援員配置、武道指導者派遣、図書館サポーター配置
- 【小・中共通】特別支援教育支援員増員、ALT 増員

更に、教職員一人一人の心身の健康保持の実現と、誇りとやりがいをもって職務に従事できる環境を整備し、学校教育の質の維持向上を図ることを目的として、「学校閉庁推進期間」及び「学校閉庁日」の設定を推進してきました。

【学校閉庁推進期間】

毎年8月10日～8月16日の7日間

※ 令和3年度から、当該期間は学校閉庁期間とします。

4 学校における働き方の現状と課題

令和5年10月に県が実施した「教職員勤務実態調査」における結果を基に、本市の学校における働き方の現状と課題を以下のように分析しました。

(1) 教職員の勤務実態調査の概要

① 調査期間

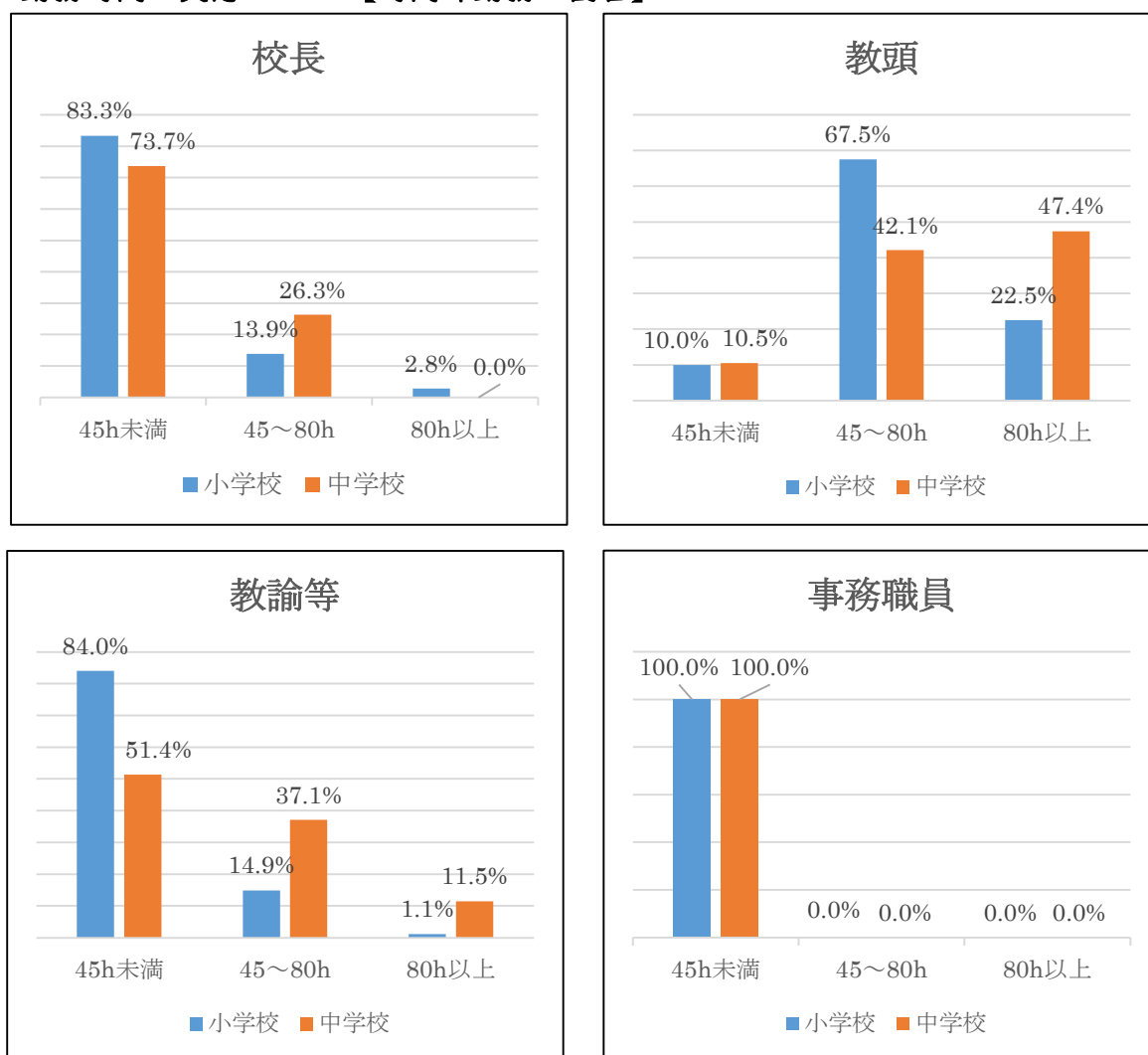
令和5年10月1日(日)から10月31日(火)までの1か月間

② 調査対象 ※全小・中学校

小学校35校

中学校19校(※小中学校2校含む)

(2) 勤務時間の実態について【時間外勤務の割合】



※ 教諭等(主幹教諭・指導教諭・養護教諭・栄養教諭・栄養職員・常勤講師・養護助教諭を含む)

月当たりの時間外業務時間80時間は、厚生労働省が定めるおおむね「過労死ライン」と考えられる時間です。そのラインを超えて勤務している教頭は、中学校で47.4%となっており、小学校でも22.5%となっています。また、教諭等においても、中学校で11.5%となっています。

昨年度の調査と比べると、80時間を超えている教頭の割合が増えており、教頭への対策は早急に行う必要があると言えます。

(3) 働き方改革の推進に関する本市の小・中学校の取組状況について

【プランにおける「家庭・地域等との連携による業務の役割分担」を参考にした、学校・家庭・地域等との役割分担は進んでいますか。】

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
よく進んでいる	2%		
ある程度進んでいる	84%		
ほとんど進んでいない	15%		
全く進んでいない	0%		

① 具体的な役割分担 <「よく進んでいる」「ある程度進んでいる」と回答した学校のみ>

- 地域の祭りの夜間見回りは学校とまちづくり協議会で行っている。
- (小学校)5、6年生のミシンの指導に地域の方々にサポートしてもらっている。
- 地域コーディネーターによる地域人材の連絡調整。
- 正門付近の花壇の管理は地域の方と児童会で行っている。

② 進んでいない理由 <「ほとんど進んでいない」と回答した学校のみ>

- 役割分担の例示はあるが、家庭や地域との具体的な話合いができていない。
- 教員の働き方改革について、地域や社会の理解が進んでいない。
- 地域の行事が徐々に復活し、どこまでをコロナ禍前に戻していくか試行錯誤している。

【業務(PTA 活動や地域活動への対応も含む。)を「本当に必要か」という視点から具体的に見直すとともに、一部の教職員に業務が偏らないよう役割分担は進んでいますか。】

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
よく進んでいる	7%		
ある程度進んでいる	76%		
ほとんど進んでいない	16%		
全く進んでいない	0%		

① 具体的な役割分担 <「よく進んでいる」「ある程度進んでいる」と回答した学校のみ>

- 保護者や地域への文書のペーパーレス化 ※Sigfy での連絡体制を整えた。
- 学校行事や校務分掌の業務の見直し。
- PTA 活動の精選と組織のスリム化。

② 進んでいない理由 <「ほとんど進んでいない」と回答した学校のみ>

- PTA との関わりは、ほぼ教頭が行っている。今まで、その形で行っていたようで、そうすることが当たり前という風潮がある。
- 必要か否かの話合いが進みにくい現状がある。

【学校の開錠時刻は設定していますか。】

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
設定している	64%		
設定していない	36%		

【登校時刻は設定していますか。】

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
設定している	87%		
設定していない	13%		

【勤務時間外において電話連絡や相談等を受け付ける対応時間は設定していますか。】

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
設定している	51%		
設定していない	49%		

【留守番電話は設定されていますか。】

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
設置している	96%		
設置していない	4%		

【校舎内の鍵の開閉は、管理職の指導のもと、全職員で協力して勤務時間に行っているなど分担が進んでいますか。】

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
よく進んでいる	11%		
ある程度進んでいる	74%		
ほとんど進んでいない	15%		
全く進んでいない	0%		

【運動部・文化部ともに「宮崎県運動部（文化部）活動の活動時間及び休養日設定等に関する方針」を推進していますか。】

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
よく推進している	73%		
ある程度推進している	27%		
ほとんど推進していない	0%		
全く推進していない	0%		

部活動については、県の方針に準じ、本市も平日、週休日に週当たり2日以上 of 休養日を設定することとしています。また、1日の活動時間について、平日は2時間程度、学校の休業日は、3時間程度です。令和5年度においても、各中学校において、部活動休養日を設定したり、活動時間を設定したりするなど、各中学校の実態に応じて推進しています。

第2章 基本的な考え方

Ⅰ 学校における働き方改革の目的

本プランにおいては、

教職員一人一人が自分の働き方を見直すとともに、*ライフ・ワーク・バランスのとれた生活を実現し、健康で誇りとやりがいをもって能力を発揮できる環境を整備

することで、

教職員が授業を中心とした質の高い教育活動に専念できる環境を実現

していきます。また、そのことをとおして、

学校における教育の質の向上と児童生徒への教育の更なる充実

を目指します。

- * 本市においては、全ての教職員の「ライフ（生活を通じて得た経験・知識等）の充実」と「ワーク（授業を中心とした質の高い教育活動に専念）の充実」の両立・調和を目指しながら、そのために必要な働き方や仕事の進め方の改革を推進していくために、「ライフ・ワーク・バランス」と呼びます。

2 基本方針

本プランにおいては、「第Ⅰ章 4 学校における働き方の現状と課題」で示した課題解決のため、県教委プランにおける「県内一斉の取組」、「市教育委員会の取組」及び「学校の工夫による独自の取組」の3つの柱を中心として取組を進めていきます。

3 プランの位置付け

本プランは、市教育委員会が実施する「学校における働き方改革」の目的、達成目標及び取組等をもとに、市教育委員会において「学校における働き方改革」に向けて取り組む内容を示すものとしします。

4 プランの達成目標

「給特法」の改正により、「勤務時間ガイドライン」で示されていた勤務時間の上限が、法的根拠のある「指針」として定められました。

【指針に定める上限時間】

Ⅰ 箇月時間外在校等時間45時間
Ⅰ 年間時間外在校等時間360時間

県は、「勤務時間ガイドライン」の趣旨を踏まえ、「達成目標」を設定していましたが、さらに実効性を強化するために、国の「指針」に基づき、県教育委員会規則において、時間外業務時間の「上限時間」を定めました。

県の方針にならない、本プランにおいても、「上限時間」を定めます。

【時間外業務時間の「上限時間」(原則)】

Ⅰ 箇月について45時間
Ⅰ 年について360時間

特に、厚生労働省「脳血管疾患及び虚血性心疾患等（負傷に起因するものを除く。）の認定基準」による、いわゆる「過労死ライン」（月当たりの時間外業務時間80時間）相当の長時間業務の解消については、早急に図る必要があります。

※ 厚生労働省によれば、月当たりの時間外労働がおおむね45時間を超えて長くなるほど業務と発症との関連性が徐々に強まるとされており、発症前1か月間に100時間又は2か月から6か月平均で月80時間を超えた場合は、業務と発症との関連性が強いとされている。

また、県教委プランを受けて「当面の達成目標」を以下のように設定し、学校における働き方改革を推進していくこととします。

【当面の達成目標】

時間外業務時間が1月あたり45時間未満の割合を教頭40%以上、教諭等80%以上におけた取組を推進する。

（参照P26【評価指標】時間外業務時間1月当たり45時間未満の割合 R7目標値）

下線部は令和6年3月一部改定により追記

また、学校における働き方改革は、教職員の「生き方改革」でもあり、教職員の時間外業務時間の削減のみならず、教職員のライフ・ワーク・バランスを実現することが重要です。そのため、一人一人の教職員に働き方に関する意識改革も促していきたいと考えます。そこで、意識の変容について継続的な県の調査により市としても状況の把握を行い、必要に応じて指導助言を行います。

【 調査項目 抜粋 <県教委プラン>】

- 時間管理や健康管理を意識した仕事を行うことが出来ていますか。
- 誇りとやりがいを持って仕事を行うことが出来ていますか。
- ワーク・ライフ・バランスのとれた生活を送ることが出来ていますか。

5 プランの計画期間

本プランの計画期間は、令和5年度から令和7年度までの間とします。

「当面の達成目標」については、2年以内という見通しをもちながら、できるだけ早急に達成できるよう、本プランによる取組を進めていきます。

また、「達成目標」が達成できるよう、随時、取組の見直しを行いながら、更なる実効性のある取組を推進していきます。

第3章 学校における働き方改革推進のための具体的な取組

<県内一斉の取組> ※「県教委プラン」から本市に関係するもののみ掲載しています。

県教育委員会・市教育委員会及び学校が、家庭・地域・関係機関との連携を図りながら、以下の取組を進めていきます。

1 リフレッシュデイ(定時退校日)の設定

学校ごとに、週1回以上のリフレッシュデイ(定時退校日)を設定します。
計画的に業務を進め、当日は、教職員が勤務時間終了時に退校できるようにします。

※ 全教職員が週1回以上、定時に退校できる環境を整えることを原則とし、学校の状況に応じて、一斉の設定や個別の設定など柔軟に対応することとします。

2 リフレッシュウィーク・学校閉庁期間の設定

夏季休業中の1週間程度(8月10日から16日まで)を県内一斉のリフレッシュウィーク(本市では学校閉庁期間)とし、教職員の連続休暇の取得を促します。本市も同様です。

3 部活動の活動時間及び休養日の設定

- 週当たり2日以上 of 休養日を設けます。(平日1日以上、週末1日以上)
- 第3日曜日の「家庭の日」は原則として部活動を実施しません。
- 1日の活動時間は、長くとも平日2時間程度、休業日3時間程度とします。
- 夏休みなどの長期休業中には、ある程度長期の休養期間(オフシーズン)を設けます。
本市においては、「夏休みなどの長期休業中」との限定はしておりません。

4 教頭の長時間業務解消への取組

- 学校内施設(校舎等)の鍵の開閉は、教頭のみが行うこととせず、全教職員等で協力して行います。
- 児童生徒の登校時間については、学校と市教育委員会が連携し、保護者や地域の理解・協力を得て、学校が適切な登校時間を設定し、学校が設定した時間の登校の促進に努めます。

5 家庭・地域等との連携による業務の役割分担と適正化への取組

○ 「登下校時の通学路における安全確保のための対応」については、学校と市教育委員会が連携し、関係機関・地域との連携を一層強化します。

○ 「放課後から夜間などにおける見回り」については、学校と市教育委員会が連携し、警察や地域ボランティア等の協力を得て実施します。

また、「児童生徒が補導されたときの対応」については、第一義的には家庭（保護者）が担いつつ、学校と連携を図りながら対応するよう理解や協力を求めています。

○ 「学校徴収金の徴収・管理」については、銀行振込み・口座引落としによる徴収を基本とし、徴収・管理は教員以外の者が担当します。

○ 「地域ボランティアとの連絡調整」を行う方々（地域学校協働活動推進員等）との連絡調整を行う学校側の窓口については、地域連携担当（主幹教諭や事務職員等）を位置付ける等、学校のニーズや課題に対する協力が得られるような体制づくりを進めます。

本市においては、学校運営協議会を活用し、学校・家庭・地域社会が一体となって学校づくりに取り組み、地域に開かれ、地域に支えられる学校づくりを行うことで、様々な課題を地域と深く関わりながら解決することを目指します。さらに、これまで学校・教師が担ってきた業務に係る役割分担・適正化を推進していきます。

＜市教育委員会の取組＞

県内一斉の取組と同様に、県教育委員会・市教育委員会及び学校が、家庭・地域・関係機関との連携を図りながら、以下の取組を進めていきます。

Ⅰ コミュニティ・スクールの推進

コミュニティ・スクールにおける学校運営協議会での熟議

学校運営に地域や保護者の声を積極的に生かし、学校・家庭・地域が一体となって特色ある学校づくりに取り組み、学校が抱える様々な課題（ここでは特に、教職員の働き方改革を推進するための課題）を地域とともに協力し合いながら解決する取組を推進します。

教職員が子どもと向き合う時間をこれまで以上に確保するためには、学校運営協議会において、学校運営協議会委員がみな当事者意識を高め、教職員の勤務実態などの課題を共有するとともに、学校が果たすべきものと地域や家庭が果たすべきものなどの役割分担について、「熟慮」と「議論」を重ねながら課題解決を目指す対話、つまり「熟議」を行うことが必要となります。

そのためには、それぞれの学校が、守るべきものは守り、改めるべきものは改める「勇気」と「知恵」をもたなければなりません。

【具体的な計画】

＜令和2～4年度＞

○ 各学校における学校運営協議会の充実

- ・ 年間5回以上実施している協議会が充実したものとなるように、市外から転入した管理職等を対象とした説明会を年度当初に行うことと併せて、1学期に学校運営協議会委員を対象にした研修会を行います。
- ・ 地域ぐるみで小中一貫した教育を推進するために、各学校で協議会を行うだけでなく小中合同や中学校区内における合同協議会を行います。（令和2年度においては、2つの中学校区が小中合同で学校運営協議会を設置しています。）

○ 各学校の学校・家庭・地域の適切な役割分担による負担軽減 ・ 学校と地域がパートナーとして連携・協働による取組を進めるために、熟議をとおして互いの立場や果たすべき役割を理解し合い、学校・家庭・地域の「適切な役割分担」による負担軽減を図るようにします。

○ 学校運営協議会委員研修会の充実

- ・ 先進地の情報共有、他地区の情報共有及び実践的な対応策に向けた協議を行います。

＜令和5年度以降＞

○ 学校運営協議会において、教職員の時間外勤務の現状や「適切な役割分担」について、情報交換や協議を行います。

2 支援員等のスタッフの配置

業務支援員の配置及び拡充

多様化する教職員の業務を支援し、教職員が子どもと向き合う時間を確保しながら学校が抱える様々な課題を解決するために、各種スタッフを配置するとともに必要に応じて増員を行います。

【具体的な計画】

＜令和3年度までに＞

- 特別支援教育支援員の配置及び増員
- 小学校3、4年生の算数の授業を少人数で実施できるよう非常勤講師を配置
- 中学校5校に業務支援員を配置
- 小学校図書館サポーターの配置及び増員
- 外国語指導助手（ALT）の配置及び増員
- 中学校に武道指導者を派遣
- 日本語指導が必要な児童生徒への通訳者の配置
- スクールソーシャルワーカーの配置
- 小学校図書館サポーターに加え、中学校図書館サポーターを配置
- 中学校5校に加え、小学校7校に業務支援員を配置
- ※ 県の「スクール・サポート・スタッフ事業」を活用
- 外国語指導助手（ALT）の増員など、これまでの効果を検証するとともに、更なる拡充に向けた研究を継続します。

＜令和4年度＞

- 外国語指導助手（ALT）の増員（23名）
- 習熟度別少人数指導員の配置
- 特別支援教育支援員の配置及び増員（年度当初47名）
- 図書館サポーターを全小学校、中学校11校に配置
- 教員業務支援員を小学校8校、中学校5校に配置

＜令和5年度＞

- 外国語指導助手（ALT）の増員（27名）※JET含む
- 習熟度別少人数指導員の配置（10校）
- 特別支援教育支援員の配置及び増員（年度当初54名）
- 図書館サポーターを全小学校、中学校（笛水中、白雲中含む）に配置
- 教員業務支援員を小学校8校、中学校5校に配置

※ 令和5年度以降についても、上記で研究したものや新たに配置するものについて研究を継続します。

3 統合型校務支援システム等のICTの活用

小・中学校における活用促進

学校における業務の効率化を図るため、県内統一した「統合型校務支援システム」を導入しています。

「統合型校務支援システム」においては、小学校入学時に入力した基本データが、中学を卒業するまでの名簿作成や通知表記入といった関連事務に自動的に反映できるようにするとともに、指導要録や出席簿を電子化するなどして教職員の校務の効率化を図ります。

【具体的な計画】

<令和2年度までに>

- 事前研究事業
 - ・ 県との検討・調整（協議会）
 - ・ システム導入に向けた校内LAN環境整備を実施

<令和3年度>

- システム導入、各学校での運用開始（9月）
- 教職員研修の実施
- 指導要録等の電子化に向けた準備

<令和4年度>

- 指導要録等の電子化の完全実施
- 出席簿、学校日誌、保健関係等の電子化の完全実施

<令和5年度以降>

- 諸表簿点検の簡略化
- 学校や市教委による出退勤管理と時間外勤務時間の把握

4 事務職員の学校経営への参画

(1) 事務職員が校務運営に参加できる環境づくり

事務職員が校長及び教頭を補佐し、管理職が自主的・自律的な学校運営を推進するために必要な取組を行うことができる環境づくりを行います。

【具体的な計画】

<令和2～4年度>

- 事務職員に期待されている役割について、校長をはじめとした教職員への理解促進

※ 令和5年度以降についても、学校における働き方改革を推進する視点から事務職員が校務運営等に参画できる取組について共有します。

(2) 共同学校事務室の設置促進

事務の共同実施によって、事務の効率化や学校の業務改善の取組を推進するために、共同学校事務室の促進を図ります。

【具体的な計画】

<令和2～4年度>

- 共同学校事務室の設置
- 共同学校事務室の取組事例の共有

※ 令和5年度以降についても、共同学校事務室の取組事例について共有し地区内の取組を推進します。

5 市教育委員会の行事等の精選と運営の工夫

学校における働き方改革を推進するために、スクラップ&ビルドで行事等の精選を行います。校長会主催の行事等についても、校長会と市教育委員会が協議しながら精選を行います。

【具体的な計画】

<令和2・3年度>

- 地区別人権教育研修会を各学校の課題やニーズに応じて学校が主体となり実施
- 行事の多い2学期に実施していた支援訪問B(半日訪問)を、「教育長スクール・ミーティング」という形で実施
 - ・ 実施については、夏季休業中に90分で実施し、学校のニーズに応じた講話や学校の教育的課題について協議
- 都城学校教育ビジョンに係る「研究公開」を、令和元年度の公開を最後とし、以後は、小中一貫教育へ焦点化
- 1、2学期に実施していた教育長学校訪問の実施校を精選し、1学期のみで実施
- 授業力向上セミナーの参加を2年に1回から3年に1回に変更
 - ・ 会場は、可能な限り講師が所属する学校において実施
- 重点支援訪問(S訪問)を5教科に限定し、年3回訪問を年2回の訪問で実施
- オンライン形式での研修会等の実施に向けた環境整備

<令和4年度>

- オンライン形式での研修会等の実施
- 学校が質の高い教育を維持するために、「学校や教職員にとって大切なものは何か」という視点で行事等の精選や実施方法等について継続して検討

<令和5年度以降>

- 指導主事を学校担当制にすることにより、相談窓口や連絡体制を整え、学校運営の円滑化を図る。
- 学校訪問における提出書類の簡素化
- 重点支援訪問(S訪問)の廃止
- 紙媒体によるチラシ等の学校への配付依頼を可能な限り減らし、市内小・中学校で一斉に取り入れている「Sigfy」を活用して保護者へ配信

6 提出書類等の削減・統合等

(1) 市教育委員会への提出書類等の削減・統合

学校での事務負担の軽減のため、市教育委員会への提出書類等については削減・統合などの工夫改善を行います。

【具体的な計画】

<令和2年度までに>

- 支援訪問Aの報告書を簡略化
- チャレンジ問題（小学校5年、中学校2年が対象）の結果（点数を入力したもの）の提出は不要。データ入力も任意
- 年3回実施する学力向上担当者会において、学力向上担当者が持参する資料を精選
- 学級経営案、複数学級を有する学年の学年経営案、更に保健室経営計画（保健室経営案）を役割達成度評価シートに代えて作成可
- 共催申請の考え方を整理し、手続きを簡素化（スケジュール確認書）

<令和3年度>

- アンケート等の実施の際、その必要性を再確認するとともに、クラウドやグループウェアを活用して、回答方法を簡略化

<令和4年度>

- 学校からの提出文書の公印及び「公印省略」文字の省略
※ 令和5年度以降についても、学校が質の高い教育を維持するために、「学校や教職員にとって大切なものは何か」という視点で提出書類等の削減や統合について継続して検討

(2) 日々の授業改善につながる校内研修（主題研）への転換による研究のスリム化

学校における校内研修においては、日々の授業改善につながる、分かりやすくシンプルな研修を推進するとともに、研究紀要等のまとめについても、簡素化されたものになるよう取組を推進します。

【具体的な計画】

<令和2年度までに>

- 学校支援訪問等において推進事項等を周知

(3) 留守番電話の設置

勤務時間外における保護者や外部からの問合せ等に対応するため、留守番電話を設置します。それに伴い、学校は保護者に対して、連絡対応体制について周知します。

7 勤務時間を客観的に把握し集計するシステムの構築

勤務時間管理は労働法制上、校長や服務監督権者である市教育委員会に求められている責務であることから、教職員の勤務時間管理を行うシステムを構築します。

教職員にとっては、自分の勤務時間を把握することで、タイムマネジメントによる業務の効率化を図ることができるようにします。

勤務時間管理を行うシステムは、宮崎県内統一の「統合型校務支援システム」に導入されており、出退勤の管理と時間外勤務時間の把握に努めています。

【具体的な計画】

<令和2年度までに>

- 導入事業システム導入に向けた校内LAN環境整備を実施

<令和3年度>

- 9月に、統合型校務支援システムを活用して集計を試行

<令和4年度以降>

- 統合型校務支援システムでの出退勤管理と時間外勤務の把握

なお、把握した勤務時間については、健康管理や業務改善等の支援に活用します。

8 教職員全体に対する意識改革

学校における働き方改革に関する理解を深めるとともに、教職員の働き方に対する意識改革を促すための取組を実施します。

【具体的な計画】

<令和2～4年度>

- 「学校における働き方改革推進プラン及び全体構想図」の作成
→ 全小・中学校への配付 → 校内研修等での活用
- 「支援訪問」や「教育長スクール・ミーティング」等において、学校におけるカリキュラム・マネジメントの状況を把握し支援

<令和5年度以降>

- 年度末に行われる「働き方改革フォーラム」や「働き方改革事例集」の案内

9 学校給食費の公会計化

学校給食費について、「学校給食費の徴収・管理は市の業務」とし、学校給食費管理システムを構築します。給食費の徴収業務及び未納世帯への督促業務を市が行うことで、教職員の負担軽減を図ります。

【具体的な計画】

<令和2・3年度>

- 学校事務担当者に向け、説明会の実施
- 学校給食費の徴収方法の変更について、保護者へ周知
- 学校給食費管理システムの構築

<令和4年度以降>

- 学校給食費管理システムの開始

<学校の工夫による独自の取組>

Ⅰ 管理職の取組の推進

管理職は、学校経営ビジョン等に教職員の働き方を改善する項目を明記するとともに、具体的な業務の見直しや簡素化・工夫及び校内での分担の見直しなどを行い、教職員が限られた時間を授業準備により多く充てられるよう、具体的な取組を進めます。

また、学校・地域・家庭が相互理解や信頼関係を深めるために、学校運営協議会における熟議をととして、学校・地域・家庭で情報及び課題・目標・ビジョンの共有を確実に行うことが重要です。その後、課題解決のために共有された目的・目標に向かって学校・地域・家庭が協働しながら取り組むことができるようにする必要があります。

【見直し・簡素化・工夫及び具体的な取組の例】

- 働き方改革につながる校時程の工夫
- 学校行事の簡素化
(過度に完成度を追求しない。「時間対効果」を考慮する。)
- 小学校における一部教科担任制の導入
- 学校評価の簡素化(簡潔な重点課題の提示など)
- 休日の地域行事の参加の取りまとめや引率の在り方
- 学校支援ボランティア(仮称)の募集
(例:見守り隊、花壇整備、家庭科の授業サポート、授業準備や採点業務の補助、学習プリント等の印刷 など)
- 学力向上・進路実現に向けた外部機関との連携
(例:総合的な学習の時間における講師、地域の企業による面接指導 など)
- 月当たりの時間外勤務時間が80時間以上の職員については、勤務状況や心身の健康面等について面談を実施する。
- 働き方改革チェックシートの活用(参照P36働き方改革チェックシート)

2 学校全体の取組の推進

学校全体の取組として、管理職のリーダーシップの下、具体的な取組を進めます。

なお、令和2～4年度の新型コロナウイルス感染症拡大防止対策により、例えば、運動会の半日開催、参観日の短縮や家庭訪問の簡素化等の工夫をした場合、今年度の成果を踏まえ、「時間対効果」の視点から、今年度の取組をもとに学校行事等の企画・立案します。

【具体的な取組の例】

- 学校支援ボランティアを活用した学習支援（補充学習や採点業務の補助など）
- 学校組織体制の改善
 - ・ 今までの校務分掌等の見直し
 - ・ 学校の重点課題を基にした組織編成
- 新型コロナウイルス感染症対策のため、スリム化して実施した学校行事等の成果と課題を基にした行事、会議等の精選
 - ・ 必要性や時間対効果の視点での再検討
 - ・ スクラップ＆ビルドで、増やさない工夫
 - ・ 本年度、スリム化して実施した学校行事の成果と課題を基にした見直し
- 同僚間のサポート体制の構築
 - ・ 一人で抱え込まずにワークシェア
 - ・ 朝礼等で協力依頼するなどの協力体制のルールづくり
- 時間管理の推進
 - ・ タイムマネジメントによる業務の効率化と休憩時間の確保
 - ・ 日々の仕事のゴールの設定
- 学校の開錠時刻及び登校時刻の設定
 - ・ 市全体としては、学校の開錠時刻の目安を7時30分とします。各学校の状況に応じて、登校時刻等を適切に設定し、保護者等にも周知
- 紙媒体の文書ファイリング及びデータファイリングの保存の工夫
 - ・ 必要な書類等が取り出しやすく、探しやすいようにファイリングは時系列が分かるよう保存（例：ファイル名を月ごとで作成することで、どの時期に何を実施し、そのためにいつからどのような準備をすればよいか、更に、次にどのような準備をすればよいのか、担当者が年間を見通して企画・立案等ができるように工夫する。）
- 「学校における働き方改革」に関する研修会を実施
- ICT活用による省力化
 - ・ クラウドやグループウェアを活用したアンケート等の実施、集計の簡素化
 - ・ 会議資料等のペーパーレス化、印刷業務の軽減
 - ・ オンラインによる校内外の職員との会議等の実施（小中一貫教育や合同学習の打合せ等）

3 教職員一人一人の取組の推進

教職員一人一人の取組として、「自分の働き方」を見直すために、具体的な取組を進めます。

【具体的な取組の例】

- 仕事にメリハリを付ける
 - ・ 優先順位を決めて職務遂行
 - ・ スケジュール管理に心がけ、年間、学期等で計画的な職務遂行
- 無駄を省く
 - ・ 身の回りの整理整頓、文書の縮減、書類やファイルの整理
 - ・ 教材やデータの共有化
- 会議は中身で勝負する
 - ・ 説明は最小限に、中心は質疑と協議
 - ・ 資料は原則ワンペーパー、事前配付
- 計画的に休暇を取得する
 - ・ 年間を見通し、計画的な休暇取得（校内サポート体制の準備）
 - ・ 質の高い教育活動のための心身のリフレッシュ
- 自身の業務を見直す
 - ・ 働き方改革チェックシートの活用（参照P30働き方改革チェックシート）
 - ・ 形式化している業務の見直し

第4章 プラン推進にあたって

I プラン推進の役割

(1) 県教育委員会の役割

県教育委員会は、県教委プランにより、県立学校における働き方改革に向けた取組を実施するとともに、県民に対する理解を求めるための取組を行います。

また、市町村立学校の教職員についても、市町村教育委員会に対して「学校における働き方改革」の推進を働きかけ、必要な支援を行います。

(2) 市教育委員会の役割

市教育委員会は、本プランを踏まえ、学校における働き方改革に向けた方針・計画等を作成するとともに、市内の「学校における働き方改革」に取り組みます。

また、県教育委員会や学校と連携し、家庭・地域・関係団体等に対する理解を求めるための取組を行います。

(3) 学校の役割

学校においては、校長をはじめ、全教職員が本プランの趣旨を理解し、自らの働き方を見直すとともに、これを踏まえて、各校種に応じた具体的な取組を実施します。

特に校長をはじめとした管理職は、リーダーシップを発揮し、所属職員に対してプランの趣旨等を理解させるとともに、県教育委員会や市教育委員会と連携し、家庭・地域への理解を求めながら、「学校における働き方改革」に取り組みます。

(4) 家庭・地域の役割

学校教育は、学校・家庭・地域がそれぞれの役割を果たしながら、一体となって取り組むものであることを理解するとともに、学校が抱えている課題を解決するために協力し、協働で取組を進めます。

2 進行管理について

本プランの進行管理については、都城市教育委員会学校教育課が行うこととします。

	実 施 内 容
令和5年度	4月 「学校における働き方改革推進プラン」の取組開始 10月（県教委）「教職員勤務実態調査」実施 12月 ※「学校における働き方改革推進委員会」を実施 「教職員勤務実態調査」の分析、取組状況の把握 好事例の紹介、次年度の取組内容の確認 12月～3月「学校における働き方改革推進プラン」の改定 （通年）統合型校務支援システムによる出退勤管理と時間外勤務の把握
令和6年度	4月 「学校における働き方改革推進プラン」の取組継続 10月（県教委）「教職員勤務実態調査」実施 12月 ※「学校における働き方改革推進委員会」を実施 「教職員勤務実態調査」の分析、取組状況の把握 好事例の紹介、次年度の取組内容の確認 12月～3月「学校における働き方改革推進プラン」の改定 （通年）統合型校務支援システムによる出退勤管理と時間外勤務の把握
令和7年度	4月 「学校における働き方改革推進プラン」の取組継続 10月（県教委）「教職員勤務実態調査」実施 12月 ※「学校における働き方改革推進委員会」を実施 「教職員勤務実態調査」の分析、取組状況の把握 好事例の紹介、次年度の取組内容の確認 12月～3月「学校における働き方改革推進プラン」取組の総括及び改定 （通年）統合型校務支援システムによる出退勤管理と時間外勤務の把握

学校における働き方改革推進プラン

第二期

【参考①】

宮崎県教育委員会

目的

教職員が授業を中心とした質の高い教育活動に専念できる環境を実現することを通して、「学校における教育の質の向上」と「児童生徒の教育の充実」を目指す。

「学校における働き方改革推進プラン」第一期の総括

重点目標に関する総括

①働き方改革への意識・行動の変容の現状と総括

- 「時間管理や健康管理を意識して仕事を行うことができている教職員の割合(%)」
(R1・R3みやざきの教育に関する調査)

R1			R3		
小	68.5	→	小	77.9	(+9.4)
中	67.6	→	中	73.9	(+6.3)
県立	60.4	→	県立	69.1	(+8.7)

- 「ワーク・ライフ・バランスのとれた生活を送ることができている教職員の割合(%)」

R1			R3		
小	64.4	→	小	71.6	(+7.2)
中	55.1	→	中	59.6	(+4.5)
県立	52.2	→	県立	52.5	(+0.3)

- 各学校の主な取組状況 (R4教職員勤務状況調査等)

学校閉庁日の設定

学校全体 100%
県内全ての学校において導入済み

業務の見直しと役割分担の推進

学校全体 81.5%
小 84.1% 中 85.1%
高 57.5% 特 76.9%

登校時刻の設定

学校全体 83.0%
小 82.7% 中 87.6%
高 72.5% 特 92.3%

部活動の休養日の設定

学校全体 93.9%
週2日以上休養日設定
中 97.6% 高 82.1%

現状

時間管理、健康管理を意識して仕事を行うことや、ワーク・ライフ・バランスのとれた生活を送ることができている教職員が着実に増加している。

「学校閉庁日の設定」「業務の見直し」「登校時刻の設定」「部活動の休養日の設定」など、県内一斉の取組とした内容について、県内の8割以上の学校で取り組んでいる。

分析

プランの周知が図られるとともに、教職員の勤務時間管理が徹底され、「働き方改革」に対する意識や行動が確実に変容してきた。→ さらに教職員一人一人が、働き方改革に対する意識を醸成していく必要がある。

②教職員の時間外業務時間の縮減の現状と総括

【重点取組事項】「教諭等」及び「副校長・教頭」の時間外業務時間が1月につき80時間以上の該当者0(ゼロ)に向けた取組の推進

時間外業務時間1月あたり80時間以上の割合(%) 【H30,R4教職員勤務状況調査】 ※中学校に義務教育学校を含む

	小学校			中学校 ※			高等学校			特別支援学校			職計
	H30	R4	差	H30	R4	差	H30	R4	差	H30	R4	差	R4
校長	3.4	0.9	-2.5	9.5	2.5	-7.0	12.1	2.8	-9.3	0.0	0.0	0	1.6
副校長・教頭	51.3	9.7	-41.6	67.4	17.2	-50.2	17.0	11.4	-5.6	35.3	16.7	-18.6	12.1
教諭等	4.1	0.4	-3.7	33.4	11.1	-22.3	34.6	20.4	-14.2	6.3	0.6	-5.7	7.7
事務職員	0.0	0.0	0	0.0	2.8	2.8	3.1	3.3	0.2	4.3	0.0	-4.3	1.1
計	6.4	0.8	-5.6	31.6	10.6	-21.0	32.3	19.8	-12.5	6.4	0.8	-5.6	7.3

現状

- 全ての学校種において全体的に時間外業務時間が着実に減少している。
- 重点取組事項としていた、「教諭等」「副校長・教頭」の「1月あたりの時間外業務時間80時間以上の該当者ゼロ」には至っていない。

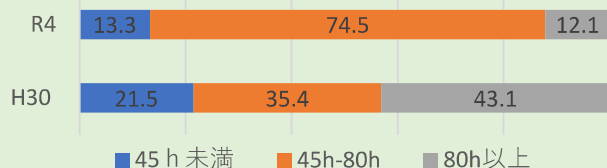
分析

時間外業務時間に行った業務として高い割合であったのが、「副校長・教頭」については、全ての学校種において、「調査・照会等の学校事務」、小学校、中学校においては、保護者等の対応である。また、中学校、高等学校の「教諭等」については、「授業準備」に次いで2番目に多い「部活動指導」(中46.0%、高45.4%)にかかる時間が十分に減っていないことが、時間外業務時間80時間以上がゼロに至っていない一因と考えられる。

部活動指導の在り方、教頭・副校長の業務の軽減や役割分担をさらに進めていく必要がある。

「学校における働き方改革推進プラン」第二期の方向性

● 副校長・教頭の時間外業務時間の推移(%) (H30,R4教職員勤務状況調査)



時間外業務時間1月あたり80時間以上の割合は減っているが、依然として1月あたり45時間以上※の割合は多い。

※教育委員会規則に定める時間外業務時間の「上限時間」<1月について45時間、1年について360時間>

● 「誇りややりがいを持って仕事を行うことができている教職員の割合(%)」 (R1・R3みやざきの教育に関する調査)

	R1		R3	
小	84.3	→	小 86.5	(+2.2)
中	84.0	→	中 85.3	(+1.3)
県立	85.4	→	県立 82.4	(-3.0)

誇りややりがいを持って仕事を行う教職員の割合があまり増加しておらず、県立学校においては減少している。

今後の考え方

- 第一期の課題を踏まえて、時間外業務時間の考え方を再整理するとともに、部活動指導の在り方と業務分担や削減をさらに推進する必要がある。
- 時間外業務時間が1月あたり80時間以上の教職員をゼロにする取組を継続しつつも、次のステージとして、1月あたりの時間外業務時間を45時間未満を目指す必要がある。
- 教職員の魅力向上のためにも、本来担うべき教育活動に専念できる環境づくりと、誇りややりがいを持って仕事に取り組む教職員を増やす必要がある。

基本方針

教職員のウェルビーイング※の向上を目指しつつ、長時間業務解消への対策を推進する。

- 【柱1】管理職のリーダーシップによる働き方改革の推進
- 【柱2】教職員一人一人の働き方に対する意識改革の醸成
- 【柱3】教職員が授業を中心とした本来担うべき教育活動に専念できる環境の整備
- 【柱4】教職員の業務を軽減するための家庭・地域等を含めた役割分担の推進

※教職員のウェルビーイング…本プランでは、教職員としての誇りややりがいを持って仕事に取り組んでいる持続的な幸福感等を持っている状態として定義しています。

R8までの重点取組事項

※ H30からR4までの増加率が25%のため、今後4年間で同様の数値を目標とする。

- 時間外業務時間が1月あたり45時間未満の教職員の割合を25%以上引き上げる。
(ただし、副校長・教頭については、さらなる改善が必要なため、目標値を50%とする)

【評価指標】時間外業務時間1月あたり45時間未満の割合(%)

職種	現状値(R4)	R5目標値	R6目標値	R7目標値	R8目標値
校長	73.7	78.3	82.9	87.5	92.1
副校長・教頭	13.3	22.4	31.5	40.6	50
教諭等	67.9	72.1	76.5	80.7	84.9
事務職員	92.7	94.5	96.3	98.1	100

今後の 県教委 の主な取組内容

「新任校長オンライン集合ハイブリッド研修」などを活用した管理職研修の充実(教職員課、教育研修センター) (柱1)

時間外業務時間の考え方の再整理(教職員課) (柱2)

子どもの学び研究開発校における効果的な教材研究や、授業づくりの在り方についての研究(義務教育課、教職員課) (柱2,3)

教育DXの推進による更なる業務軽減の取組(AI採点等を含む)(教育政策課、高校教育課、義務教育課) (柱3)

コミュニティ・スクール導入や地域学校協働活動推進による地域との連携協働(義務教育課・高校教育課・生涯学習課) (柱4)

部活動の地域移行に向けた環境整備(スポーツ振興課・高校教育課・義務教育課) (柱4)

各学校の実情に応じて、これまでの県内一斉、学校独自の取組を継続するとともに、教職員一人一人が誇りとやりがいを持って授業を中心とした教育活動に専念できる環境を整備し、教育の質の向上と児童生徒の教育の充実を目指します。



県内の学校における好事例

県内の学校で取り組んでいる事例を紹介します。

小学校

管理職のリーダーシップによる働き方改革を推進する取組の例
(一部教科担任制の活用)

高学年の専科指導と交換授業を組み合わせ、一部教科担任制を行い、負担軽減を図っている。

週あたりの授業時数
週29時間 → 週18時間 **-11時間**

(感想等)

- 教材研修の効率化が図れるとともに、専科による授業の時間に学級事務に取り組むことができ、児童と向き合う時間を確保することができた。

小学校

管理職のリーダーシップによる働き方改革を推進する取組の例
(午前中5時間授業による放課後の時間活用)

1校時の授業開始を早めたり、清掃時間を調整したりするなどして午前中に5時間授業を実施し、放課後の時間を確保している。

時間外業務時間一月あたり45時間未満の割合
R2: 78% → R3: 95% **+17ポイント**

(感想等)

- 放課後の時間にゆとりができたことで、教材研究や研修、学級事務等に十分な時間を充てられるようになった。

中学校

家庭・地域を含めた業務の役割分担による教職員の事務作業の負担軽減の例
(部活動指導員の活用)

地域の外部人材を部活動指導員として配置し、専門的な指導や大会の引率などを行うことで、部活動顧問の負担軽減を図っている。

A教諭の一月あたりの時間外業務時間
R2: 88時間 → R3: 56時間 **-32時間**

(感想等)

- 休日を有効に使うことができ、ワーク・ライフ・バランスを保つことができた。
- 専門外の競技の技術指導に対する心理的負担の軽減になった。

県立学校

教職員一人一人の働き方への意識改革の例
(フレックスタイム制度の活用)

通常の始業時刻を前後1時間、又は30分シフトさせる形で勤務時間を割り振ることによって、教職員の柔軟な働き方改革を推進している。

メリットを感じた教職員の割合
(R4制度活用者のうち) **66.1%**

(感想等)

- 朝夕の生活時間に余裕ができ、家庭生活と仕事の両立が図られた。
- 通勤時間帯がずれることで、通勤時間短縮と通勤時のストレスが減少した。

その他にも様々な好事例が紹介されています。

小・中学校における働き方改革好事例集(県教育委員会)



<https://mkkc.miyazaki-c.ed.jp/iinkai/kyousyokuin/>

全国の学校における働き方改革事例集(文部科学省)



https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/hatarakikata/mext_00001.html

みやぎきの学校における働き方改革

～時間外業務時間45時間未満を目指して～

※宮崎県教育委員会規則に定める時間外業務時間の上限時間は、1月につき45時間、1年につき360時間となっています。

「学校における働き方改革推進プラン」の具現化に向けて、県教育委員会や市町村教育委員会、各学校は次の取組を推進します。これを踏まえて、教職員一人一人が業務改善と意識改革に取り組みましょう。

① 家庭・地域等との連携と役割分担の明確化について

重点

- プランにおける「家庭・地域等との連携による業務の役割分担」を参考に、学校・家庭・地域等との役割の分担を推進すること。

※平成31年3月18日付 文部科学事務次官通知を参照

② 業務の見直しと分担について

- 業務（PTA活動や地域活動への対応も含む）を「本当に必要か」という視点から具体的に見直すとともに、一部の教職員に業務が偏らないように役割の分担を推進すること。

③ 学校の開錠時刻の設定について

- 市町村教育委員会もしくは学校ごとに、学校の開錠時刻を設定すること。
- 開錠時刻を踏まえ、家庭や地域の理解を得ながら、登校時間を設定すること。
- 教職員の出勤時刻についても、学校の開錠時刻を考慮すること。

④ 勤務時間外における対応について

重点

- 市町村教育委員会もしくは学校ごとに、電話連絡や相談等を受け付ける対応時間を設定すること。
- 児童生徒の生命や安全に関わる重大事態などの緊急事態が発生した際の連絡方法について、保護者や地域住民に周知すること。
- 教職員個人所有の携帯電話等を使用しての連絡は原則行わないこと。

※ 市町村教育委員会においては、留守番電話等の設置など、緊急時における連絡方法に関する体制を整備すること。

⑤ 学校内施設（校舎等）の鍵の開閉について

- 校舎等の鍵の開閉は、管理職の指導のもと、全教職員で協力して勤務時間内に行うこと。
- 各自が担当する教室・施設については、責任をもって施錠すること。

⑥ 部活動の活動時間及び休養日について

- 運動部・文化部ともに「宮崎県運動部（文化部）活動の活動時間及び休養日設定等に関する方針」を「順守」すること。

※ 県立学校においては「推進」

プラス！ 各学校（市町村）の実情に応じた取組について

- 好事例集の取組等を参考に、市町村教育委員会もしくは学校ごとに、実情に応じた学校独自の取組を推進すること。

■ 「学校における働き方改革推進プラン」は「教育ネットひむか」のHPからダウンロードできます。

令和5年2月 学校における働き方改革推進協議会
(事務局：宮崎県教育委員会 教職員課)

※ 学校における働き方改革推進協議会とは、県教育委員会、市町村教育長連絡協議会、各校長会、事務長会、各PTA団体、中体連、高体連などの代表者を委員とした「学校における働き方」について協議する会です。

みやざき県の学校における働き方改革推進プラン 第二期 全体構想

目的

- ◎学校における教育の質の向上
- ◎児童生徒の教育の充実

授業を中心とした質の高い教育活動に専念できる環境の実現

教職員一人一人が自分の働き方を見直すとともに、ワーク・ライフ・バランスのとれた生活を実現し、健康で誇りとやりがいを持って能力を発揮できる環境の整備

重点目標

働き方改革への意識・行動の変容
教職員の時間外業務時間の縮減

重点取組事項

時間外業務時間が1月あたり45時間未満の教職員の割合を25%以上引き上げる。（副校長・教頭については目標値50%）

※県教育委員会規則に定める時間外業務時間の「上限時間」1月について45時間、1年について360時間

県教育委員会の取組

業務改善に関する取組

専門スタッフの配置	校務支援システムの活用
学校・家庭・地域の連携協働	調査・照会・提出書類の削減等
関係機関との連携・協力体制構築	事務職員の学校経営への参画
業務改善モデルの構築	

勤務時間管理に関する取組

勤務時間の客観的把握
勤務時間外における連絡対応等の体制整備

意識改革に関する取組

管理職
学校全体
部活動運営
心と体の健康

基本方針

教職員のウェルビーイングの向上と長時間業務解消

教職員の業務を軽減するための家庭・地域等を含めた役割分担の推進	教職員の業務を軽減するための家庭・地域等を含めた役割分担の推進
教職員が授業を中心とした本来担うべき教育活動に専念できる環境の整備	教職員の一人一人の働き方に対する意識改革の醸成
管理職のリーダーシップによる働き方改革の推進	

4つの柱

県内一斉の取組

リフレッシュデューイ、リフレッシュウィークの設定
部活動の活動時間・休養日の設定
副校長・教頭の長時間業務解消
家庭・地域等との連携による業務の役割分担

学校の工夫による独自の取組

連携

市町村教育委員会

連携

今後の取組

- ◎ 管理職研修の充実
- ◎ 時間外業務時間の考え方の整理
- ◎ 働き方改革を踏まえた子どもの学び研究開発校の指定
- ◎ 教育DXの更なる推進による業務軽減の取組
- ◎ CSや地域学校協働活動による地域との連携協働の促進
- ◎ 部活動の地域移行に向けた環境整備

【参考②】

令和5年度 教職員勤務状況調査 結果分析 【公表用】

平成30年度から令和5年度に実施した「教職員勤務状況調査」における結果をもとに経年比較を行い、学校における働き方の現状と課題を以下のように分析しました。

現状と課題

1月あたりの時間外業務時間45時間未満に該当する教職員の状況（○：成果、●：課題）

※ 詳細は、別紙のグラフを参照

- 「校長（全校種）」「教諭等（小学校・特別支援学校）」「事務職員（全校種）」は、この区分に該当する教職員の割合が比較的高い（70%以上）状況にあります。
- 高等学校の「教諭等」、「事務職員」を除いた校種及び職種において、前年よりもこの区分に該当する教職員の割合が増加しています。
- 中学校の「副校長・教頭」を除いたほとんどの校種及び職種において、調査を開始した平成30年度からこの区分に該当する教職員の割合が増加しています。
- 「副校長・教頭」においては、小学校が17.4%、中学校が7.9%と、この区分の割合が20%を下回っており、低い状況にあります。

重点取組事項に係る評価指標

【重点取組事項】

令和5年度に策定しました「第2期学校における働き方改革推進プラン」では、令和8年度までの重点取組事項として、『時間外業務時間が**1月あたり45時間未満**の教職員の割合を**おおむね25%引き上げる**』（ただし、副校長・教頭については、さらなる改善が必要なため、目標値を75%とする）としています。 ■ 「第2期学校における働き方改革推進プラン」は「宮崎県教育研修センター」のHPからダウンロードできます。

【評価指標】時間外業務時間1月あたり45時間未満の割合（%）

職種	現状値（R4）	現状値（R5）	R5目標値	R6目標値	R7目標値	R8目標値
校長	73.7	78.6	75.0	80.0	85.0	90.0
副校長・教頭	13.3	20.4	30.0	45.0	60.0	75.0
教諭等	67.9	68.2	70.0	75.0	80.0	85.0
事務職員	92.7	95.4	94.0	96.0	98.0	100.0

【令和5年度教職員勤務状況調査の結果より】※義務教育学校は、中学校に含む

1月あたりの時間外業務時間45時間未満に該当する教職員の割合は、増加傾向にあり、これまでの取組に一定の効果が見られるものの、小・中学校の「副校長・教頭」を中心として、まだ長時間業務の解消には至っていません。

重点取組事項については、令和5年度は、全職種において令和4年度よりも改善が見られましたが、「副校長・教頭」「教諭等」は目標値に届きませんでした。

「学校における教育の質の向上」と「児童生徒の教育の充実」に向けて、令和6年度は、学校の役割やあるべき姿を教職員・保護者・地域住民で共有し、学校の業務と一人一人の働き方を見直ししてみませんか。

【参考③】

宮崎県の教職員の皆さまへ

令和6年度 みやざきの学校における働き方改革メッセージ

～ 学校が担う役割や目指す姿を教職員・保護者・地域住民で共有し、
学校の業務と一人一人の働き方を見直しましょう！ ～

平成31年度より推進してきました「学校における働き方改革推進プラン」は、令和5年度に第2期プランを策定し、**教職員のウェルビーイング向上と長時間業務解消(時間外業務時間が1月あたり45時間未満の教職員の割合を引き上げる)**を基本方針とした、新たなステージをむかえました。

これまでの取組により、一定の成果は見られるものの、まだ多くの教職員が長時間業務の解消に至っていません。

■ 「第2期 学校における働き方改革推進プラン」は「宮崎県教育研修センター」のHPからダウンロードできます。

「学校における教育の質の向上」と
「児童生徒の教育の充実」に向けて
見直してみませんか。



《本県教師のウェルビーイングの定義》

教師自身が心身ともに健康で、公私ともに充実した生活を送るとともに、働きやすい職場環境や子供や同僚、保護者、地域と良好な関係の中で、教師の仕事に誇りとやりがいをもって取り組み、子供たちの成長を実感することによって、身体的にも、精神的にも、社会的にも良い状態にあること。

学校全体で取り組めること【例】

- 一部の教職員(管理職を含む)に業務が偏らないような役割分担の推進
- 会議・研修や学校行事等の精選・重点化 及び その準備の簡素化・省力化
- 授業時数の点検や教育課程の改善 及び 校時程の工夫
- 学級担任と副担任の協力・分業体制の促進 及び 学年団によるチーム担任制の実施
- 小学校における一部教科担任制の推進
- 部活動指導員や外部人材の積極的な活用による部活動顧問の負担軽減
- スクール・サポート・スタッフの効果的な活用 など



教職員一人一人が取り組めること【例】

- お互いを尊重し、協働しあう職場の雰囲気の醸成
- 計画的な休暇の取得(フレックスタイム取得も含む) 及び 心身のリフレッシュ
- 計画的な職務遂行とスケジュール管理
- 身の回りの整理整頓や書類等の整理 及び 文書の縮減
- 校務DXの推進による業務軽減 など



保護者・地域の皆さまへお願いすること【例】

- 児童生徒の登校は、学校がお知らせする時刻以降にお願いします。
- 電話連絡や相談等は、各学校の設定した対応時間内にお願いします。対応時間外に、児童生徒の生命・安全に関わる緊急事態などが発生した際は、専門機関へご連絡をお願いします。
- 児童生徒の登下校や、放課後などにおける見回りの対応等については、保護者、地域の皆さまにご協力をお願いします。
- 児童生徒の休み時間における対応や部活動指導については、地域や外部の皆さまのご協力を得ています。 など

令和6年3月 学校における働き方改革推進協議会
(事務局：宮崎県教育委員会 教職員課)

※ 学校における働き方改革推進協議会とは、県教育委員会、市町村教育長連絡協議会、各校長会、事務長会、各PTA団体、中体連、高体連などの代表者を委員とした「学校における働き方」について協議する会です。

保護者・地域の皆さまへ

～子どもたちの教育環境の充実のために～

学校の働き方改革へのご理解・ご協力をお願いします

地域の宝である子どもたちの健やかな成長は、私たち全ての大人の願いです。

そのためには、学校・家庭・地域がそれぞれの役割を果たしながら、協力して子どもたちに関わるとともに、学校においては、子どもたち一人一人にきめ細かな指導を行うための体制づくりが必要だと考えます。

本県では、令和5年度に策定しました「第2期 学校における働き方改革推進プラン」をもとに、教職員が子どもたちと向き合う時間を確保し、授業を中心とした教育に専念できる環境を整えているところであります。

つきましては、県内一斉で以下のことに取り組みますので、学校における働き方改革へのご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

■ 「第2期 学校における働き方改革推進プラン」は「宮崎県教育研修センター」のHPからダウンロードできます。

保護者・地域の皆さまへのお願い

- ① 学校・家庭・地域で役割分担をし、連携・協力した取組をお願いします。
- ② 連絡や相談は、学校がお知らせする時間内をお願いします。
- ③ 児童生徒の登校は、学校がお知らせする時刻以降をお願いします。



学校で取り組んでいること

- ① 一部の教職員に業務が偏らないような役割分担の推進
- ② 会議・研修や学校行事等の精選
- ③ 授業時数の点検や教育課程の改善
- ④ 学級担任と副担任の協力・分業体制の促進
- ⑤ 部活動指導員や外部人材の活用 など



教職員一人一人が取り組んでいること

- ① 協働しあう職場の雰囲気の醸成
- ② 計画的な休暇の取得（フレックスタイム取得も含む）
- ③ 計画的な職務遂行
- ④ 文書の縮減
- ⑤ 校務D Xの推進による業務軽減 など



令和6年3月 学校における働き方改革推進協議会
(事務局：宮崎県教育委員会 教職員課)

※ 学校における働き方改革推進協議会とは、県教育委員会、市町村教育長連絡協議会、各校長会、事務長会、各PTA団体、中体連、高体連などの代表者を委員とした「学校における働き方」について協議する会です。

【参考⑤】

実例で知る 業務改善の具体的方法

働き方改革チェックシート

学校の働き方改革の推進に向けて、各学校において取組状況を把握するとともに、更なる取組の検討や振り返りに活用できるチェックシートを作成しました。

業務改善の内容について1～14に分類し、取組例（本事例集の取組等）を参考に教職員・学校として現状を把握、改善の余地を明確化し、自ら取り組みたいことを決定、定期的に取り組み、業務改善の全体像を把握できるように構成しています。エクセルで作成しているので、自校独自の取組を加筆し、オリジナルシートにすることも可能です。

自校の現状を把握し、それぞれの学校の状況に合った働き方改革の実践、校内の教職員全体で課題意識を持ち、取組を進めるためのツールとしてお役立てください。

No.	項 目	内 容 (教育委員会との調整が必要な内容も含みます。)	学校・教師が担う業務に係る3分類	チェック欄			備考（振り返り、検討内容等）	取組例 (文字をクリックすると働き方改革事例集等の該当ページが開きます)
				年度当初	年度途中	年度末		
1	朝の活動	欠席・遅刻連絡等をWebアンケートフォーム等を活用してデジタル化している。	-	未対応	着手中	完了	欠席・遅刻連絡から導入を開始、10月より、アンケート、お便りをデジタル化	Webアンケートフォームを活用し、職員室外でも、PCで保護者からの欠席連絡を確認できるようにした。
2	授業	教職員の勤務時間を考慮した時間割や定期テスト、学期の区分の見直しなど、教育課程の編成上の工夫等に関する取組をしている。	③教師の業務だが、負担軽減が可能な業務					職員会議を行う日は6限をカットし、短縮授業を実施した。 午前中を5時間制にして、下校時間を早めた。 週3日の5時間制を導入し、教師の放課後の業務時間の確保及び早期退勤を実現した。 校務分掌を、経験者と若手の2人担当制とした。 各主任の負担軽減を図るため、その他の業務を他の教師に分散し、負担の公平化を図った。

① 項目名・内容

② 学校・教師が担う業務に係る3分類

- ①基本的には学校以外が担うべき業務
- ②学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務
- ③教師の業務だが、負担軽減が可能な業務に分類して表示しています。

③ チェック欄

年度当初/途中/年度末の、各取組への対応状況（完了/着手中/未対応）を入力します。エクセル版では、入力した「完了」の数の合計が合計欄に表示されます。

④ 備考

振り返り、検討内容等、自校の状況について記載することができます。

⑤ 取組例

本事例集の該当頁や取組事例に関連する資料へのリンクがある場合に記載しています。

No.	項 目	内 容 (教育委員会との調整が必要な内容も含みます。)	学校・教師が担う業務に係る3分類	チェック欄			備考（振り返り、検討内容等）	取組例 (文字をクリックすると働き方改革事例集等の該当ページが開きます)
				年度当初	年度途中	年度末		
1	朝の活動	欠席・遅刻連絡等をWebアンケートフォーム等を活用してデジタル化している。	-	未対応	着手中	完了	欠席・遅刻連絡から導入を開始、10月より、アンケート、お便りをデジタル化	Webアンケートフォームを活用し、職員室外でも、PCで保護者からの欠席連絡を確認できるようにした。
2	授業	教職員の勤務時間を考慮した時間割や定期テスト、学期の区分の見直しなど、教育課程の編成上の工夫等に関する取組をしている。	③教師の業務だが、負担軽減が可能な業務					職員会議を行う日は6限をカットし、短縮授業を実施した。 午前中を5時間制にして、下校時間を早めた。 週3日の5時間制を導入し、教師の放課後の業務時間の確保及び早期退勤を実現した。 校務分掌を、経験者と若手の2人担当制とした。 各主任の負担軽減を図るため、その他の業務を他の教師に分散し、負担の公平化を図った。

働き方改革チェックシート

働き方改革チェックシートを効果的に活用するためには、「チェック」することがゴールにならないよう心掛けることが重要となります。そこで、チェックシート使用の際注意すべきポイントを以下の通りまとめました。実際にチェックシートを利用する際にご参照ください。

「チェック」をゴールにしない使い方とは？

☒ スタンダードに活用

- ・管理職が把握→教職員と検討→実行→振り返り

☒ 教職員による主体的な業務改善の検討の際の視点として活用

- ・自校で重点化したい「取組例」について議論・提案

☒ 管理職の研修会資料として活用

- ・校長会、教頭会等でチェック・共有し、要望化

☒ 「●●学校チェックシート」として活用

- ・独自の取組を加筆し、自校オリジナルシートに

☒ PTAや地域への協力依頼の資料として活用

- ・「取組例」の例示による協力依頼や、教職員の働き方改革の理解啓発

全国の学校における働き方改革 チェックシート

No.	項 目	内 容 (教育委員会との調整が必要な内容も含みます。)	学校・教師が 担う業務に係 る3分類	チェック欄			備考（振り 返り、検討 内容等）	取組例 (文字をクリックすると働き方改革事例集等の 該当ページが開きます)
				年度 当初	年度 途中	年度 末		
1	朝の活動	欠席・遅刻連絡等をWebアンケートフォーム等を活用してデジタル化している。	—					Webアンケートフォームを活用し、職員室外でも、PCで保護者からの欠席連絡を確認できるようにした。
2	授業	教職員の勤務時間を考慮した時間割や定期テスト、学期の区分の見直しなど、教育課程の編成上の工夫等に関する取組をしている。	③教師の業務だが、負担軽減が可能な業務					職員会議を行う日は6限をカットし、短縮授業を実施した。 午前中を5時間制にして、下校時間を早めた。 週3日の5時間制を導入し、教師の放課後の業務時間の確保及び早期退勤を実現した。 校務分掌を、経験者と若手の2人担当制とした。 各主任の負担軽減を図るため、その他の業務を他の教師に分散し、負担の公平化を図った。
3	授業準備	教師間で、ICT等を活用して教材や指導案の共有化をしている。	③教師の業務だが、負担軽減が可能な業務					作成した教材を校内の共有フォルダや、クラウド上の共有フォルダに保存し、簡単に閲覧できるようにした。 学校全体で統一したソフトを導入したことで授業時数計算を効率化した。
		授業準備について、教師をサポートする支援スタッフが参画している。	③教師の業務だが、負担軽減が可能な業務					教員業務支援員による教材作成業務等の支援を行った。 視覚障害児用の漢字カードや作業学習の教材準備などを、教員業務支援員が行った。
		指導案等の文書の記入内容の精査、削減をしている。	③教師の業務だが、負担軽減が可能な業務					・ 週案の反省記入を廃止した。 ・ 型にこだわらずに指導案を作成するようにした。 ・ 週案を電子化した。 ・ 学校年間行事計画、月予定、週予定、学校日誌を連携させた。
4	成績処理	学習評価や成績処理の補助的業務について、教師をサポートする支援スタッフが参画している。	③教師の業務だが、負担軽減が可能な業務					テスト結果を入力する支援スタッフを導入した。
		学習評価や成績処理について、ICTを活用（校務支援システム等の活用等）している。	③教師の業務だが、負担軽減が可能な業務					グループウェア（フォーム等）を活用し、小テストの採点を効率化した。 ※「調査 テストを自動採点する」（P.245～256）を参照 マークシートでテストを実施し、採点を自動化した。 市内小中学校への校務支援システム導入により、指導要録の作成、保存、送付を電子化した。
		定期考査の回数や通知表の見直しをしている。	③教師の業務だが、負担軽減が可能な業務					・ 年間の考査回数を減少させた。 ・ 小テストや日々の授業で行う評価の比重を上げ、定期テストの頻度を減らした。 ・ 1学期の定期テストや中間考査をなくした。
5	生徒指導（集団）	登下校時の対応は、学校以外の主体（地方公共団体、教育委員会、保護者、スクールガード・リーダー、地域人材等）が中心に対応している。	①基本的には学校以外が担うべき業務					スクールガード・リーダー等と連携し、学校の負担を軽減した。 ◆参考：「地域における通学路等の安全確保に向けた取組事例集」（文部科学省） ◆参考：「やってみよう！登下校見守り活動ハンドブック」（文部科学省）
		放課後から夜間等における見回り、児童生徒が補導された時の対応は、学校以外の主体（地方公共団体、教育委員会、保護者、地域人材等）が中心に対応している。	①基本的には学校以外が担うべき業務					地域の様々な機関に連携を呼びかけ、学生や地域人材、退職教員などの人材を確保し、学校に大規模配置をした。
		児童生徒の休み時間における対応は、地域人材等の協力を得ている。	②学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務					
		校内清掃は、地域人材の協力を得ることや民間委託等をしている。	②学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務					保護者や地域・社会に対する働き方改革への理解や協力を求める取組を行った。
		給食時は、栄養教諭等と連携するほか、地域人材の協力を得ている。	②学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務					

No.	項 目	内 容 (教育委員会との調整が必要な内容も含みます。)	学校・教師が 担う業務に係 る3分類	チェック欄			備考（振り 返り、検討 内容等）	取組例 (文字をクリックすると働き方改革事例集等の 該当ページが開きます)
				年度 当初	年度 途中	年度 末		
6	生徒指導 (個別)	支援が必要な児童生徒等・家庭への対応について、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、特別支援教育等の専門人材、日本語指導ができる支援員等の専門的な人材等が参画している。	③教師の業務だが、負担軽減が可能な業務					子供の保健室・別室での対応・フォローや、落ち着いた学級でのサポートなどを実施するため、相談員スタッフを配置した。 ◆参考:「スクールカウンセラー等活用事業実践活動事例集」(文部科学省) ◆参考:「スクールソーシャルワーカー実践活動事例集」(文部科学省)
		教師の業務の負担を軽減するために、TT (Team Teaching) や習熟度別学習、放課後の補習、不登校児童生徒への支援等を行う支援スタッフが参画している。	③教師の業務だが、負担軽減が可能な業務					TeamTeachingでの支援、放課後補習指導支援、不登校支援などを実施した。
		進路指導のうち、就職先の情報収集等について、事務職員や支援スタッフ等が参画・協力をしている。	③教師の業務だが、負担軽減が可能な業務					進路希望調査・進路先データの収集について、Webアンケートを用いた。 高校や大学側の担当者とやりとりを、対面ではなくデジタルで行った。 地域の様々な機関に連携を呼びかけ、学生や地域人材、退職教員などの人材を確保し、学校に大規模配置をした。
7	部活動・クラブ活動	部活動について、部活動指導員をはじめとした支援スタッフが参画している。	②学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務					土日の部活動の運営を保護者クラブに依頼した。 部活動指導員を配置、顧問としての対応も実施した。
8	学校行事	学校行事の精選、時間短縮等をしている。	③教師の業務だが、負担軽減が可能な業務					学校行事の見直しを行った(運動会・体育祭)。 ※「特別活動③運動会・体育祭」(P.67~71)を参照 毎年実施していた学習発表会を精選した。 学年会や生徒集会を体育館ではなく、各教室でビデオ放送するようにした。 離任式と修了式をまとめて同日に実施した。
		学校行事等の準備・運営について、地域人材の協力を得たり、外部委託を図ったりするなど、負担軽減の取組を実施している。	③教師の業務だが、負担軽減が可能な業務					地域の様々な機関に連携を呼びかけ、学生や地域人材、退職教員などの人材を確保し、学校に大規模配置をした。
9	学校経営・学年経営・学級経営	教職員の業務負担軽減を観点におき、学校経営・学年経営・学級経営の効率化に向けた取組を実施している。	-					余裕教室を活用し、集中して事務を行うことができる環境を整備した。 夏休みに毎年行っていた、トイレや廊下のワックス剥ぎ・かけをなくし、学期末の大掃除に行うこととした。 共有カレンダーを用いて業務の締切りや、学年会の議題といったタスクの共有を行った。 行事や成績処理に関わる提案を、今までよりも1~3ヶ月早めた。 活動頻度の低い委員会は廃止とし、活動内容が近い委員会は統合することで全体の委員会数を減らした。
		学校における業務改善の取組の促進にかかる定量的なフォローアップを実施しており、業務改善のPDCAサイクルを構築している。	-					行事予定や学校日誌をデジタル化し教職員の予定を連携させた。 校内意思決定プロセスの見える化を図った。
		教師の業務の負担を軽減するために、教員業務支援員(スクール・サポート・スタッフ)をはじめとした支援スタッフが参画している。	③教師の業務だが、負担軽減が可能な業務					教員業務支援員による教材作成業務等の支援を行った。 視覚障害児用の漢字カードや作業学習の教材準備などを、教員業務支援員が行った。

No.	項 目	内 容 (教育委員会との調整が必要な内容も含みます。)	学校・教師が 担う業務に係 る3分類	チェック欄			備考(振り 返り、検討 内容等)	取組例 (文字をクリックすると働き方改革事例集等の 該当ページが開きます)
				年度 当初	年度 途中	年度 末		
10	職員会議・ 学年会など の会議	職員会議等(朝礼、終礼、打合せ、日々の連絡等を含む)について、ICTを活用したり会議を精選するなどの効率化を行っている。	-					重要事項は掲示板で発信し、朝礼、終礼を精選した。 校務支援システムやグループウェアのチャットや掲示板機能を使用し、伝達・簡単な質問対応を対面会議では行わないようにした。 職員朝礼・終礼をオンラインで実施とした。 大型モニター等に連絡事項を提示し、日報・週報の印刷・配布の時間を削減した。 校内会議等の開催回数を削減した。 ※P.109～P.110を参照 少人数会議やスタンドアアップ会議を実施し、職員会議を効率化した。 会議資料は原則印刷せずにファイル共有、さらにグループウェアのオンライン共同編集を使用し意見の書き込みを行う等、ペーパーレス化を推進した。 ・会議時刻を放課後の早い時間に設定し、会議が勤務時間外に伸びないようにした。 ・伝達 / 協議に項目を分け、会議の議題を準備した。 ・協議に関しては、前もって管理職に論点を共有した。 ※P.113～P.114を参照 稟議が必要な提案を電子化した。 日報・週報、議事録をICTを用いて共有・共同編集をする。 ※P.178～182を参照
11	事務	学校における調査・統計への回答等は、ICTを活用したり、教育課程の編成・実施や生徒指導など教師の専門性に関わるもの以外の調査については、事務職員等が中心となって回答したりするなど、効率化・役割分担を図っている。 学校徴収金(給食費を含む)の徴収・管理は、教員が関与しない方法で徴収・管理を行っている(事務職員、地方公共団体・教育委員会による徴収・管理等)。 出退勤、休暇管理等にICTを活用している。	②学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務 ①基本的には学校以外が担うべき業務					毎月、学校が教育委員会へ提出していた長期欠席者報告を廃止し、校務支援システムに入力される出欠席データをもとに教育委員会側で確認できるようにした。 コンビニエンスストアでの支払いやインターネットバンキングを導入し、教師が関与しない方法での徴収・管理を実施した。 学校徴収金は「学校徴収金システム」を導入し、原則口座振替(引落)へと変更した。 複数校の事務職員が拠点校(事務センター)に集まって一括処理を行い、効率化を図った。 以前まで子供経由で現金で集めていた教材費を、保護者の口座から学校の口座へ自動払込み、学校の口座から業者の口座へ電信振替として、事務職員の負担を軽減した。 勤務時間管理システムを活用し、出勤簿を廃止した。
12	校内研修等	校内研修や公開授業等について、学校の実情を踏まえて精選するとともに、ICTを活用した効率化を図っている。	-					研修・研究会の優先順位をつけ、精選を図った。 研修や公開授業をオンラインで実施した。
13	保護者・PTA対応・ 地域対応	遅刻・欠席連絡、緊急時の一斉連絡、学校・学級だより、アンケート等の保護者向けの連絡について、デジタル化をしている。 PTA関連活動や教職員参加の地域行事等について、学校の実情を踏まえて精選等をしている。 勤務時間外における保護者や外部からの問い合わせ等に備えた、留守番電話の設置やメールによる連絡対応の体制ができています。 地域人材等との連絡調整は、窓口となる学校職員が直接行うのではなく、地域学校協働活動推進員(社会教育法第9条の7)等の学校以外の主体が中心に行っている。	-					保護者から学校への連絡手段を、メールやWebアンケートに変更した。 個人面談や家庭訪問の希望日程を、Webアンケートにて申請できるようにした。 学級通信などの紙での配布を廃止し、ホームページやメールなどでの配布・周知に変更した。 PTA活動やPTA主催の行事、PTA関連の会合の、開催日数や時間の見直しを行った。 例年、教職員が参加していた地域行事への参加を見直し、精選した。 放課後の電話は留守番電話に切り替え、直接の対応を行わないようにした。 アンケートフォームを活用し、電話対応業務を削減した。 学校に常駐する地域学校協働活動推進員が中心となり、学校支援の活動を実施した。
14	行政・関係 団体対応	学校閉庁日の設定をしている。	-					市内全校で学校閉庁期間の設定等を行った。
合計(完了の数)				0	0	0		

【参考⑥】

都城市
部活動の在り方に関する方針

都城市教育委員会
平成31年2月

目 次

本方針策定の趣旨等

1 適切な運営のための体制整備

（１）部活動の方針の策定等

（２）指導・運営に係る体制の構築

2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

3 適切な休養日等の設定

4 生徒のニーズを踏まえた環境の整備

（１）生徒のニーズを踏まえた部活動の設置

（２）地域との連携等

5 学校単位で参加する大会等の見直し

本方針策定の趣旨等

- 都城市部活動の在り方に関する方針（以下、「市の方針」という。）は、都城市立中学校の部活動を主な対象とし、生徒にとって望ましい環境を構築するとともに教員の負担軽減を図るという観点に立ち、部活動が以下の点を重視して、地域、学校、競技種目等に応じた多様な形で最適に実施されることを目指す。
 - ・ 知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育む、「日本型学校教育」の意義を踏まえ、運動部活動においては、生徒がスポーツを楽しむことで運動習慣の確立等を図り、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力の育成を図るとともに、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようにすること。
 - ・ 文化部活動においては、生涯にわたって学び、芸術文化等の活動に親しみ、多様な表現や鑑賞の活動を通して、豊かな心や創造性の涵養を目指した教育の充実に努めるとともに、バランスの取れた心身の成長と学校生活を送ることができるようにすること。
 - ・ 生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程との関連を図り、合理的でかつ効率的・効果的に取り組むこと。
 - ・ 学校全体として部活動の指導・運営に係る体制を構築すること。
- 中学校は、市の方針に則り、持続可能な部活動の在り方について検討し、速やかに改革に取り組む。市教育委員会においては、中学校が行う改革に必要な支援等に取り組む。
- 市教育委員会は、市の方針に基づく部活動の状況把握のために、定期的にフォローアップを行う。

1 適切な運営のための体制整備

（１）部活動の方針の策定等

- ア 校長は、市の方針に則り、毎年度、「学校の部活動に係る活動方針」を策定する。
部顧問は、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を作成し、校長に提出する。
- イ 校長は、上記アの活動方針及び活動計画等を学校のホームページへの掲載等により公表する。
- ウ 校長は、活動方針及び活動計画等について、教職員評価制度のフィードバックや学校評価、学校運営協議会等において、年度末に評価を実施する。
- エ 中学校は、上記アに関し、部活動の活動方針・計画の策定等が効率的に行えるよう、簡素で活用しやすい様式の作成等を行う。なお、このことについて、市教育委員会は、

必要に応じて中学校の支援を行う。

(2) 指導・運営に係る体制の構築

ア 校長は、生徒や教師の数、部活動指導員の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教師の長時間勤務の解消等の観点から円滑に部活動を実施できるよう、適正な数の運動部・文化部を設置する。

イ 校長は、部顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教師の他の校務分掌や、部活動指導員の配置状況を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図る。

ウ 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各部の活動内容を把握し、生徒が安全に活動を行い、教師の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行う。

エ 市教育委員会は、中学校の生徒や教師の数、部活動指導員の配置状況や校務分担の実態等を踏まえ、部活動指導員を積極的に任用し、中学校に配置する。

なお、部活動指導員の任用・配置に当たっては、学校教育について理解し、適切な指導を行うために、部活動の位置付け、教育的意義、生徒の発達の段階に応じた科学的な指導、安全の確保や事故発生後の対応を適切に行うこと、生徒の人格を傷つける言動や、体罰は、いかなる場合も許されないこと、服務（校長の監督を受けることや生徒、保護者等の信頼を損ねるような行為の禁止等）を遵守すること等に関し、任用前及び任用後の定期において研修を行う。

オ 市教育委員会は、部顧問を対象とする指導に係る知識及び実技の質の向上並びに学校の管理職を対象とする部活動の適切な運営に係る実効性の確保を図るための研修等の取組を行う。

カ 市教育委員会及び校長は、教師の部活動への関与について、「学校における働き方改革に関する緊急対策（平成 29 年 12 月 26 日文部科学大臣決定）」及び「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について（平成 30 年 2 月 9 日付け 29 文科初第 1437 号）」を踏まえ、法令に則り、業務改善及び勤務時間管理等を行う。

2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

ア 校長及び部顧問は、部活動の実施に当たっては、文部科学省が平成 25 年 5 月に作成した「運動部活動での指導のガイドライン」に則り、生徒の心身の健康管理（スポーツ障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む）、事故防止（活動場

所における施設・設備の点検や活動における安全対策等) 及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。文化部顧問もこれに準ずる。市教育委員会は、学校におけるこれらの取組が徹底されるよう、学校保健安全法等も踏まえ、適宜、支援及び指導・是正を行う。

イ 運動部顧問は、スポーツ医・科学の見地からは、トレーニング効果を得るために休養を適切に取る必要があること、また、過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解するとともに、生徒の体力の向上や、生涯を通じてスポーツに親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく、技能や記録の向上等それぞれの目標を達成できるよう、競技種目の特性等を踏まえた科学的トレーニングの積極的な導入等により、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

ウ 文化部顧問においては、生徒のバランスのとれた健全な成長の確保から休養を適切に取る必要があること、また、過度の練習が生徒の心身に負担を与え、文化部活動以外の様々な活動に参加する機会を奪うこと等を正しく理解するとともに、生徒の芸術文化等の能力向上や、生涯を通じて芸術文化等に親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とのコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく、技能等の向上や大会等での好成績などそれぞれの目標を達成できるよう、分野の特性等を踏まえた合理的でかつ効率的・効果的なトレーニングの積極的な導入等により、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

エ 部顧問は、中央競技団体等が作成する「運動部（文化部）活動における合理的でかつ効率的・効果的な活動のための指導手引」を活用して、ア～ウに基づく指導を行う。

オ 部顧問は、専門的知見を有する保健体育担当の教師や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

3 適切な休養日等の設定

ア 部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が教育課程内の活動、部活動、学校外の活動、その他の食事、休養及び睡眠等の生活時間のバランスのとれた生活を送ることができるよう、以下を基準とする。

① 学期中の休養日の設定

週当たり2日以上以上の休養日を設ける。(平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日(以下「週末」という。)は少なくとも1日以上を休養日とする。第3日曜日は「家庭の日」の趣旨を踏まえ、原則として部活動を実施しないこととする。週末及び家庭の日に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。)

② 長期休業中の休養日の設定

学期中の休養日の設定に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。なお、学校閉庁日は原則として休養日とする。

③ 1日の活動時間

長くとも平日は2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む）は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

- ・ 運動部活動においては、県の競技力に関する指定部においても、原則、3ア①～③の基準に沿った活動とするよう努めることとする。ただし、「指定校（部）」の趣旨を踏まえて、運用の工夫ができるものとする。その際、計画的に休養日及び活動時間を設定すること。

イ 市教育委員会は、下記ウに関し、適宜、支援及び指導・是正を行う。

ウ 校長は、1（1）に掲げる「学校の部活動に係る活動方針」の策定に当たっては、3ア①～③の基準を踏まえるとともに、市の方針の基準に則り、各部活動の休養日及び活動時間等を設定し、公表する。また、各部の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行う等、その運用を徹底する。

エ なお、休養日及び活動時間等の設定については、地域や学校の実態を踏まえた工夫として、定期試験前後の一定期間等、部共通、学校全体の部活動休養日を設けることや、週間、月間、年間単位での活動頻度・時間の目安を定めることも考えられる。

オ 運動部活動だけではなく、文化部活動においても、活動の際は、熱中症事故の防止の観点から、「熱中症予防運動指針」（公益財団法人日本スポーツ協会）等を参考に、万全の安全対策を講じること。

4 生徒のニーズを踏まえた環境の整備

（1）生徒のニーズを踏まえた部活動の設置

ア 校長は、より多くの生徒の運動機会の創出が図られるよう、季節ごとに異なるスポーツを行う活動、競技志向でなくレクリエーション志向で行う活動、体力づくりを目的とした活動等、生徒の多様なニーズに応じた活動を行うことができる運動部の設置について検討する。

イ 校長は、技能等の向上や入賞を目指す活動だけでなく、友達と楽しめる、適度な頻度で行える等、生徒が参加しやすいような多様なレベルや生徒の多様なニーズに応じた活動を行うことができる文化部の設置について検討する。

ウ 市教育委員会は、少子化に伴い、単一の学校では特定の部活動を設けることができない場合には、生徒の活動の機会が損なわれることがないように、関係団体と連携し、複数校の生徒が拠点校の部活動に参加する等、合同部活動等の取組の工夫改善に努める。

(2) 地域との連携等

ア 市教育委員会及び校長は、生徒の環境の充実の観点から、学校や地域の実態に応じて、地域の関係団体との連携、保護者の理解と協力、民間事業者の活用等による学校と地域が共に子どもを育てるという視点に立った、学校と地域が協働・融合した形での地域における持続可能な活動のための環境整備を進める。

イ 市教育委員会等が実施する部活動指導員の任用・配置や、部顧問等に対する研修等、指導者の質の向上に関する取組について、関係機関及び関係団体等との協力体制の充実に努める。

ウ 市教育委員会は、学校管理下ではない社会教育に位置付けられる活動については、各種保険への加入や、学校の負担が増加しないこと等に留意しつつ、生徒が活動に親しめる場所が確保できるよう、学校体育施設開放事業を推進する。

エ 市教育委員会及び校長は、学校と地域・保護者が共に子どもの健全な成長のための教育、環境の充実を支援するパートナーという考え方の下で、こうした取組を推進することについて、保護者の理解と協力を促す。

5 学校単位で参加する大会等の見直し

ア 県中学校体育連盟及び市教育委員会は、学校の運動部・文化部が参加する各種大会等の全体像を把握し、週末等に開催される様々な大会・コンクール等に参加することが、生徒や部顧問の過度な負担とならないよう、大会等の統廃合等を主催者に要請するとともに、中学校の運動部・文化部が参加する大会・コンクール数の上限の目安等について検討する。

イ 校長は、生徒の教育上の意義や、生徒や部顧問の負担が過度とならないことを考慮して、参加する大会等を精査する。

